

平成 29 年 度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 30 年 6 月



# 『平成 29 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告』のポイント

## ○ 政策評価法第 19 条<sup>(注)</sup>に基づき、毎年、国会に報告（今年で 16 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄  
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 1 各行政機関における政策評価の実施状況

### ○ 平成 29 年度の政策評価実施件数は、2,126 件（平成 28 年度実績：2,130 件）

### ○ 事前評価：800 件

- ・ 公共事業 355 件、規制 154 件、研究開発 118 件 等

### ○ 事後評価：1,326 件

- ・ 目標管理型の政策評価<sup>(注)</sup> 300 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価 586 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価 384 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

## 2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映

### (2) 事後評価結果の政策への反映状況

#### ○ 目標管理型の政策評価

##### ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進 261 件、施策の改善・見直しを実施 38 件 等

##### イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映 273 件

##### ウ 事前分析表の変更状況

- ・ 達成すべき目標を変更 34 件、測定指標を変更 75 件、達成手段を変更 37 件 等

#### ○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進 576 件、事業の改善・見直しを実施 9 件 等

## 3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

### ○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「グローバル人材育成の推進」及び「クールジャパンの推進」（勧告）
- ・ 「農林漁業の 6 次産業化の推進」、「女性活躍の推進」、「高度外国人材の受入れ」及び「地籍整備の推進」（評価を実施中）

### ○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

#### 【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

11 行政機関の事前評価のうち、その実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策評価 40 件について重点的に点検

を実施。点検の結果、全部の点検項目において一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきものが1件あったが、残りの39件は全部又は一部の点検項目において分析・説明の内容が不十分であった。

#### 【公共事業に係る政策評価の点検】

対象とした政策評価は、2行政機関の9事業区分21件（事前評価8件、再評価13件）。3件について個別事業の評価の見直しを求めるとともに、4件について、費用対効果分析マニュアル等への反映など、事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しを求めた。

## 4 平成29年度における政策評価の取組（トピック）

### ○ 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

#### 【統計改革推進会議の最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）】

- ・ 各行政機関は、EBPM推進統括官（仮称）を置き、政策、施策、事務事業の各段階においてEBPMを推進
- ・ 総務省は、統計等データの分析の妥当性等について、各府省の評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示（平成29年度）。また、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施（30年度）



#### 【平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会取りまとめ】

- 目標管理型の政策評価に係る代表的な評価書を検証し、
- ・ (1)統計等データの利活用状況、(2)分析の妥当性及び(3)目標・測定指標の適切な設定の観点から検証を行い、今後の評価活動におけるデータ分析の徹底等を各府省に通知・公表
  - ・ 政策立案段階における目標・測定指標の適切な設定を図る上で、ロジックモデルの作成・活用が有効な方策である旨提示

#### 【実証的共同研究】

平成30年度においては、女性活躍の推進に関する政策評価におけるデータ分析等を実施予定

### ○ 規制に係る政策評価の制度改正について

#### 【制度改正】（平成29年7月改正、同年10月施行）

平成29年3月に取りまとめられた改善方策の内容を具体化するため、「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を以下のとおり改正

- ・ 規制の検討から見直しまで（規制のライフサイクル）における評価の活用
- ・ 基本的評価手法の変更（遵守費用の推計を重視等）
- ・ 簡素化した評価手法の導入及び事後評価を実施 等

### ○ 公共事業に係る政策評価の改善方策について

#### 【平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会取りまとめ】

- 完了後の事後評価の改善方策について、以下のとおり取りまとめ
- ・ 実際の状況変化・最新の状況を示すデータを用いた合理的な便益算定の実施
  - ・ 事業のリスクと考えられる事項の蓄積、事業主体等の評価に関する疑義・要望等の集約・フィードバック 等

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 29 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 16 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 29 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 29 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

## 目 次

<b>I 政策評価制度の概要</b>	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
<b>II 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）</b>	
1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について-----	13
2 規制に係る政策評価の制度改正について-----	15
3 公共事業に係る政策評価の改善方策について-----	17
<b>III 政策評価等に関する計画、平成 29 年度の実施状況等（政府全体の状況）</b>	
1 各行政機関が行う政策評価-----	19
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	50

\* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 29 年度に評価書が公表されたものである。

\* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319\\_029.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_029.html)）に掲載している。

\* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。